

岩手県告示第612号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づく岩手県三陸南沿岸長部漁港海岸湊地区海岸に係る海岸保全区域の指定を廃止する。

平成30年8月10日

岩手県知事 達 増 拓 也